

## 平成十四年総務省令第二十四条

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を次のように定める。

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 対象火気設備等に関する基準（第三条—第十七条）
第三章 対象火気器具等に関する基準（第十八条—第二十一条）
附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（以下「令」という。）第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定めるものとする。

#### （定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象火気設備等 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第九条に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であつて、次条に定めるものをいう。
- 二 対象火気器具等 法第九条に規定する火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて、第十八条各号に掲げるものをいう。
- 三 不燃材料 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。
- 四 準不燃材料 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。
- 五 耐火構造 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。
- 六 建築物等 令第五条第一項第一号に規定する建築物等をいう。
- 七 建築設備 建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。
- 八 配管設備等 建築設備のうち、火を使用する部分及び燃料タンクを除いたものをいう。
- 九 入力 対象火気設備等の最大の消費熱量をいう。
- 一〇 第二章 対象火気設備等に関する基準

#### （対象火気設備等の種類）

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

- 一 炉
- 二 ふろがま
- 三 温風暖房機
- 四 厨房設備
- 五 ボイラ
- 六 ストーブ（移動式のものを除く。以下同じ。）
- 七 乾燥設備
- 八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。）
- 九 簡易湯沸設備（入力が十二キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十 給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）
- 一二 ヒートポンプ冷暖房機
- 十三 火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。以下同じ。）
- 十四 放電加工機（加工液として法第二条第七項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）
- 十五 變電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 十六 内燃機関を原動力とする発電設備
- 十七 蓄電池設備（四千八百アンペアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）
- 十八 ネオン管灯設備

- 十九 舞台装置等の電気設備（舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時に使用する電気設備をいう。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。））に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

（火災予防上安全な距離）

第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

一 別表第一の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

二 電気を熱源とする対象火気設備等のうち、別表第二に掲げるものにあっては、同表の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

三 対象火気設備等の種類ごとに、それぞれ消防庁長官が定めるところにより得られる距離

（屋内において総務省令で定める不燃性の床等の上に設けることを要しない場合）

第六条 令第五条第一項第三号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 対象火気設備等を不燃材料のうち金属で造られた床上又は台上に設ける場合に、当該対象火気設備等の底面の通気を図る等、直接熱が伝わらない措置が講じられた場合

二 対象火気設備等が簡易湯沸設備又は燃料電池発電設備である場合

（不燃性の床等）

第七条 令第五条第一項第三号の総務省令で定める不燃性の床等は、不燃材料のうち金属以外のもので造られた床若しくは台又は土間とする。

（消費熱量）

第八条 令第五条第一項第四号の総務省令で定める消費熱量は、三百五十キロワット（厨房設備にあっては、同一室内に設ける全ての厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット）とする。

（延焼防止の措置を要しない場合）

第九条 令第五条第一項第四号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、対象火気設備等の周囲に有効な空間を保有する等、外部に熱が伝わらないための措置を講じた場合とする。

（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造）

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

一 対象火気設備等の使用に際し、火災の発生のおそれのある部分は、不燃材料で造ること。

二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道並びにその被覆及び支枠を不燃材料で造ること。

三 燃料タンク（液体燃料を使用するものに係るものに限る。第十六条を除き、以下同じ。）とたき口（内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、内燃機関。以下同じ。）との間には、二メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

四 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

五 液体燃料を予熱する方式のものにあっては、その配管（建築設備を除く。）又は燃料タンクを直火で予熱しないものとするとともに、過度の予熱を防止する措置が講じられたものとすること。

六 気体燃料又は液体燃料を使用するものにあっては、多量の未燃ガスが滞留しない措置が講じられたものとすること。

七 電気を熱源とするものにあっては、その電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用すること。

八 温風暖房機にあっては、その熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。

九 固体燃料を使用するストーブにあっては、不燃材料で造ったたき氷受けを付設すること。

十 ネオン管灯設備にあっては、次によること。

イ 点滅装置には、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点繼電器を使用するものにあっては、この限りでない。

ロ 支枠その他ネオン管灯に近接する取付け材は、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。

十一 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備にあっては、次によること。

ハ 電灯の充電部は、露出させないこと。

十二 アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

十三 一の電線を二以上の分岐回路に使用しないこと。

十四 急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(周囲に火災が発生するおそれが少ない構造)

**第十一條** 令第五条第一項第六号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その周囲において火災が発生するおそれが少ないよう防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

一 表面の温度が過度に上昇しないものとすること。

二 炉(熱風炉に限る)、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

三 炉(熱風炉に限る)、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道の火を使用する部分から防火ダンパーまで及び防火ダンパーから二メートル以内の部分を厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆すること。ただし、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十五センチメートル以上の距離を有する部分にあっては、この限りでない。

四 前号の風道にあっては、火を使用する部分から防火ダンパーから二メートル以内の部分を厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆すること。ただし、建

築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十五センチメートル以上の距離を有する部分にあっては、この限りでない。

五 固体燃料を使用するものにあっては、たき口から火粉等が飛散しないものとするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを不燃材料で造った床上又は台上に設けるか、又は当該対象火気設備等の底面の通気が図られたものとすること。

六 燃料タンクは、使用中に燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しないものとすること。

七 廚房設備にあっては、その天蓋には、火炎伝送防止装置(排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置をいう。)として、自動消火装置を設けること。ただし、排気ダクトを用い天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの、排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの又は防火ダンパー等が適切に設けられているものにあっては、この限りでない。

八 前号ただし書の規定にかかるらず、次に掲げる厨房設備には、自動消火装置を設けること。

イ 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備にあっては、同一室

内に設ける全ての厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

ロ イに掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設ける厨房設備にあっては、同一室内に設ける全ての厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

九 乾燥設備にあっては、次によること。

イ 乾燥物品が直接熱源と接触しないものとすること。

ロ 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉を飛散しないものとすること。

(振動又は衝撃に対する構造)

**第十二条** 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等(建築設備を除く。)は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

一 地震その他の振動又は衝撃により容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じないものとすること。

二 気体燃料又は液体燃料を使用するものの配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、その接続部分をホースバンド等で締め付ける場合に限り、差し込み接続とことができる。

三 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び舞台装置等の電気設備にあっては、その変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

四 燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備の発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

五 ヒートポンプ冷暖房機にあっては、その内燃機関は、防振のための措置が講じられたものとすること。

六 放電加工機にあっては、その工具電極は、確実に取り付け、異常な放電を防止すること。

七 内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、防振のための措置が講じられた床又は台上に設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあっては、耐酸性としないことができる。

八 蓄電池設備にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないよう設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあっては、耐酸性としないよう取り付けること。

九 舞台装置等の電気設備にあっては、その電灯及び配線は、著しく動搖し、又は脱落しないよう取り付けること。

十 急速充電設備にあっては、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(燃料タンク及び配管の構造)

**第十三条** 令第五条第一項第八号の規定により、対象火気設備等の配管(建築設備を除く。以下この条において同じ。)及び燃料タンクは、次の各号に定めるところにより、燃料の漏れを防止し、か

つ、異物を除去する措置が講じられた構造としなければならない。

一 燃料タンクは、次の表の上欄に掲げる燃料タンクの容量(燃料タンクの内容積の九十パーセントの量をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に定める板厚の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

燃料タンクの容量	板厚
五リットル以下	○・六ミリメートル以上
五リットルを超えて二〇リットル以下	○・八ミリメートル以上
二〇リットルを超えて四〇リットル以下	一・〇ミリメートル以上
四〇リットルを超えて一〇〇リットル以下	一・二ミリメートル以上

一〇〇リットルを超える	一・六ミリメートル以上
二五〇リットルを超える	二・〇ミリメートル以上
五〇〇リットルを超える	二・三ミリメートル以上
一、〇〇〇リットルを超える	二・六ミリメートル以上
二、〇〇〇リットルを超える	三・二ミリメートル以上
燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクについては、この限りでない。	
二 配管又は燃料タンクには、有効な過装置を設けること。ただし、過装置が設けられた対象火気設備等の配管又は燃料タンクにあつては、この限りでない。	
三 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。	
四 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られた燃料タンクにあつては、この限りでない。	
五 気体燃料又は液体燃料を使用するものにあつては、その配管は、金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することができる。	
（風道、燃料タンク等の構造）	
<b>第十四条</b> 令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようするための措置が講じられた構造としなければならない。	
一 燃料タンクを屋外に設ける場合にあつては、その通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しないものとすること。	
二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとすること。	
三 ふろがまにあつては、かま内にすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくいものとすること。	
四 温風暖房機にあつては、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しないものとすること。	
五 屋外に設ける蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたキュー・ビクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のものとすること。	
六 ネオン管灯設備の変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるよう設ける等、雨水の浸透を防止するために有効な措置が講じられたものとすること。	
七 急速充電設備にあつては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。	
<b>（安全を確保する装置等）</b>	
<b>第十五条</b> 令第五条第一項第十号の規定により、対象火気設備等には、必要に応じ、次の各号に定めるところにより、その使用に際し異常が生じた場合において安全を確保するために必要な装置を設けなければならない。	
一 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのあるものにあつては、異常燃焼を防止するための装置を設けること。	
二 気体燃料又は液体燃料を使用するものにあつては、次に掲げる装置を設けること。	
イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置。ただし、屋外に設けるもので、風雨等により口火及びバーナーの火が消えない措置が講じられたものにあつては、この限りでない。	
ロ 未燃ガスが滯留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置	
ハ 内部の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、過度に温度が上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置	
ニ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時に自動的に燃焼を停止できる装置	
ホ 点火及び燃焼の状態が確認できる装置	
三 電気を熱源とするもののうち、内部の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、過度に温度が上昇した場合において自動的に電力の供給を停止できる装置を設けること。	
四 ふろがま（気体燃料又は液体燃料）にあつては、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。	
五 ボイラードにあつては、蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。	
六 乾燥設備にあつては、室内的温度が過度に上昇したことを示す非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。	
七 サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。	
八 放電加工機にあつては、次に掲げる装置を設けること。	
イ 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置	
ロ 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置	
ハ 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置	
ニ 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置	
<b>（その他の基準）</b>	
<b>第十六条</b> 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。	
一 燃料タンク（液体燃料を使用するもの（ストーブを除く。）に係るものに限る。）を屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造られた床上に設けること。	
二 電気を熱源とするものにあつては、その電線、接続器具について、短絡を生じない措置を講ずること。	



蓄電池設備	その他のもの
ネオン管灯設備	令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第十条第一号、第二号、第六号から第九号まで及び第十一号から第十三号まで、第十二条第一号から第五号まで及び第七号から第九号まで、第十二号第二号、第五号、第六号及び第八号から第十号まで、第十三条第六号、第十四条第二号から第七号まで並びに第十五条第二号から第八号まで
舞台装置等の電気設備	令第五条第一項第一号から第四号まで並びに第十条、第十二条第一号から第七号まで、第九号及び第十号、第十三条、第十四条第一号から第四号まで、第六号及び第七号並びに第十五条
急速充電設備	令第五条第一項第一号から第十四号まで並びに第十一条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号、第十四条第一号から第十五号まで並びに第十六号まで及び第十七条並びに第十八号まで並びに第十九号から第二十号まで、第十一号、第十二条第一号、第二号、第四号から第八号まで及び第十九号並びに第二十号まで並びに第十一号から第十二号まで、第十三号、第十四条第一号から第十五号まで並びに第十六号まで並びに第十七号まで並びに第十八号まで並びに第十九号から第二十号まで

## (経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準例の制定に関する基準を定める省令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

## 附則

(平成二十七年一月一三日総務省令第九三号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 附則

(令和二年八月二七日総務省令第七七号)

1 (施行期日) (一)の省令は、令和三年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第五条 第二十条関係）  
対象火気設備等又は対象火気器具等の種別

ふろがま 气体燃料 不燃以外	炉	開放炉	開放炉以外	浴室外設置	浴室内設置	半密閉式					離隔距離(cm)	備考	
内がま	外がまでバーナー取り出 し口のあるもの	外がまでバーナー取り出 し口のないもの	内がま	外がまでバーナー取り出 し口のないもの	外がまでバーナー取り出 し口のないもの	内がま	外がまでバーナーを取り出 し口のないもの	外がまでバーナーを取り出 し口のないもの	外がまでバーナーを取り出 し口のないもの	外がまでバーナーを取り出 し口のないもの	外がまでバーナーを取り出 し口のないもの	外がまでバーナーを取り出 し口のないもの	
は当該バーナーをもつものにあつて バーナーが21kW以下(ふろ用以外の 下であつて、かつ、ふろ用バーナーをもつものにあつての は当該バーナーが70kW以下)	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	21kW以下 1ナ-1が21kW以下	
15	15	15	15	15	15	15	注15	50	100	200	100	150	250
60	60	15	15	60	15	15		100	200	300	100	200	300
1	15	15	15	15	15	15		50	100	200	100	150	250

注・浴槽との離隔距離は0cmとするが、  
合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)  
場合は2cmとする。

液体燃料 不燃以外	屋外用	密閉式	不燃						半密閉式	屋外用	密閉式			
			浴室外設置			浴室內設置								
			内がま	外がまでバーナー取り出しがあるもの	外がまでバーナー取り出しがないもの	内がま	外がまでバーナー取り出しがあるもの	外がまでバーナー取り出しがないもの						
3.9 kW以下	1.ナ <small>ー</small> が2.1 kW以下、かつ、ふろ用バーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下	2.1 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	1.ナ <small>ー</small> が2.1 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	2.1 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	1.ナ <small>ー</small> が2.1 kW以下(ふろ用バーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	2.1 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	1.ナ <small>ー</small> が2.1 kW以下(ふろ用バーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	2.1 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	1.ナ <small>ー</small> が2.1 kW以下(ふろ用バーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	2.1 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)	1.ナ <small>ー</small> が2.1 kW以下(ふろ用バーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0 kW以下)			
5.0	6.0	3.0	—	—	—	—	—	—	—	6.0	—			
5.15	1.5	4.5注	2	—	4.5	4.5	—	4.5注	1.5	2注	—			
5.15	1.5	4.5	2	—	4.5	4.5	—	4.5	1.5	2	—			
5.15	1.5	4.5	2	—	4.5	4.5	—	4.5	1.5	2	—			





移動式ストーブ												備給湯・湯沸設												
液体燃料		上記に分類されないもの		液体燃料		ガス燃料	液体燃料		ガス燃料	液体燃料		ガス燃料												
不燃以外	不燃	不燃以外	不燃以外	不燃	不燃以外	不燃	屋外用	密閉式	半密閉式	屋外用	密閉式	半密閉式	常圧貯蔵型	瞬間型										
強制対流型	放射型	自然対流型	自然対流型	強制対流型	強制対流型	自然対流型	常圧貯蔵型	瞬間型	常圧貯蔵型	瞬間型	常圧貯蔵型	瞬間型	壁掛け型、据置型	調理台型										
温風を前方向に吹き出すもの	開放式	開放式	開放式	開放式	開放式	開放式	フードを付ける場合																	
12kW以下	7kWを超える12kW以下	7kW以下	7kW以下	7kW以下	7kW以下	7kW以下	12kWを超えて70kW以下																	
1000	1000	1000	1000	4.5	8.0	8.0	4.5	1.00	1.00	6.0	5.0	6.0	1.0	3.0	1.0	3.0	4.5	1.5	6.0	1.5	6.0	1.5	2.0	4.0
1500	1500	1500	1500	4.5	4.0	8.0	1.5	4.5	5.0	1.5	5	1.5	4	4.0	4.5	0	4.5	1.5	1.5	5	1.5	5	1.5	4.5
1000	1000	1000	1000	6.0	注1.5	8.0	8.0	6.0	注1.5	1.00	1.00	6.0	1.5	1	1	1	1	1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
1500	1500	1500	1500	2.0	4.5	4.0	8.0	4.5	4.0	5.0	1.5	5	1.5	4	4.0	4.5	0	4.5	1.5	1.5	5	1.5	5	1.5

0 注1..熱対流方向が一方方向に集中する場合  
c 2..方向性を有するものにあつては10cmとする。

別表第二（第五条、第二十条関係）

														対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					
電子レンジ		電気天火		電気調理用機器															
不燃	外 不 燃 以 電 熱 裝 置 を 有 す る もの	不 燃	不 燃 以 外	不 燃	不 燃	外 電 氣 こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 ( こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る )													
2 kW以下	2 kW以下	2 kW以下	2 kW以下	3 kW以下 (1口当たり3 kW以下)	5 . 8 kW以下	4 . 8 kW以下	5 . 8 kW以下	4 . 8 kW以下	W以下 (1口当たり3 kW以下)	W以下 (1口当たり3 kW以下)	W以下 (1口当たり1 kW以下)	W以下 (1口当たり1 kW以下)	W以下 (1口当たり2 kW以下)	W以下 (1口当たり2 kW以下)	W以下 (1口当たり2 kW以下)	2 kW以下	2 kW以下		
10	10	10	10		80		80		010		010		010		010	注0	注54.		
注4. 5	注4. 5	注4. 5	注4. 5	200	2100	注注	注注	20	注120	2	注4. 5								
注1 注54.	注1 注54.	注1 注54.	注1 注54.					2				2			2	注1 注54.			
注4. 5	注4. 5	注4. 5	注4. 5	200	2100	0	注20	2	注120	2	注4. 5								
注..排気口面にあつては10cmとする。																			

注1..機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。  
 注2..機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

注..温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。

